

平成30年6月から、役場窓口での取引の日程が毎週火曜日から
第1、第3火曜日に変更になりました。

飼えなくなった犬・ねこの 引取りには手数料が必要になります

長崎県では、やむを得ない事情により飼えなくなった犬・ねこの引取りを行っていますが、引取りにより殺処分される不幸な犬やねこを減らすため、飼主の責任として、犬やねこを最後まで飼っていただくこと(終生飼養)を強くお願いしています。飼主責任を徹底させるため犬・ねこの引取りは有料となっています。

飼えなくなった犬・ねこの引取りは以下の窓口で行います。

窓 口	曜 日	時 間	住 所	連絡先
川棚町役場	火 (第1・第3)	8時30分～10時30分	川棚町中組郷 1518-1	0956-82-3131
県央保健所	火	9時30分～11時	諫早市栄田町 26-49	0957-26-3305
長崎県畜犬管理所	月・水・金	10時～12時 13時～15時	大村市森園町 1446	0957-53-9660

手数料の金額

犬・ねこの引取り手数料 生後90日を超える場合は 1頭あたり 2,000円
生後90日以内の場合は 10頭までごと 2,000円

手数料の納入方法

(犬とねこは区別して数えます。)

「長崎県収入証紙」により、窓口で納入してください。銀行等での長崎県収入証紙の購入が必要となりますので、引取りを依頼される場合は事前に川棚町役場住民福祉課 までお問い合わせください。

動物を遺棄することは法律で禁じられています。
(飼っている動物を捨てた場合は50万円以下の罰金に処せられます。)

譲渡犬・ねこ、保健所収容犬の情報は

「長崎県動物愛護情報ネットワーク」
<http://animal-net.pref.nagasaki.jp/>